

令和3年度

二ノ森宿舎屋上防水改修工事

現 場 説 明 書

東北農政局土地改良技術事務所

1. 一般事項

別紙－1 「一般事項」のとおり

2. 契約の保証について

別紙－2 「契約の保証について」のとおり

3. 特定建設資材廃棄物の分別解体等及び再資源化等について

(1) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号)。以下「建設リサイクル法」という。)に基づき特定建設資材廃棄物の分別解体等及び再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、工事の落札者は、建設リサイクル法第12条に基づく説明書(土木工事共通仕様書工事関係書類様式(様式12-1及び別表2)を落札決定後直ちに発注者に提出し、その内容の説明を行わなければならない。

(2) 建設リサイクル法第13条に基づき、請負契約の当事者が、①分別解体等の方法、②解体に要する費用、③再資源化等をする施設の名称及び所在地、④再資源化等に要する費用を工事請負契約書に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならないため、土木工事共通仕様書 工事関係書類様式(様式13-1及び様式13-2①～③のうち該当様式)を前条の説明書と同時に提出し、その内容の説明を行わなければならない。

(3) 工事請負契約書に記載する内容は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が示す施工方法と別の方法が記載された場合でも変更の対象とはしないものとする。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない場合は、発注者と協議するものとする。

4. 特別仕様書等の補足事項について

(1) 積算工種区分等について

本工事の予定価格積算における工種区分等については、公共工事建築工事積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部)に基づき次のとおりとしている。

- 1) 工種区分：建築工事(改修工事)
- 2) 施工地域区分：補正なし
- 3) 冬季補正(歩掛)：なし
- 4) 冬期補正(現場管理費)：なし
- 5) 豪雪補正：なし
- 6) 被災地補正(共通仮設費)：なし
- 7) 被災地補正(現場管理費)：なし
- 8) 週休2日補正：補正あり(4週8休以上)
- 9) 熱中症対策補正：なし

- 10) 現場環境改善の計上：なし
- 11) 単価期：令和3年9月
- 12) 労務費単価：「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和3年2月19日国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課）を適用し、工事価格算定にあたっては、特別仕様書第12章3.(6)により補正

(2) 共通費について

公共建築工事積算基準に基づき共通仮設費、現場管理費、一般管理費等を計上しており、具体の算定については次を適用する。

1) 共通仮設費率

公共建築工事共通費積算基準（平成28年改定）

別表－2 共通仮設費率（改修建築工事）

2) 現場管理費率

公共建築工事共通費積算基準（平成28年改定）

別表－9 現場管理費率（改修建築工事）

3) 一般管理費等率

公共建築工事共通費積算基準（平成28年改定）

別表－15 一般管理費等率（建築工事）

4) 工期

経費率算定にあたり、本工事（防水改修工事）の工期は3ヶ月としている。

(3) 共通仮設費率の補正

本工事では監理事務所を設けない場合の補正として、公共建築工事積算基準等資料（令和3年改定）第2章2（ハ）①に基づき補正（0.9）する。

（算定方法）一般工事の場合

直接工事費（一般工事）×共通仮設費率×補正（ロ）0.9

(4) 契約の保証に係る補正（一般管理費等率）

上記により算定した一般管理費等率に、契約の保証に係る補正として、0.04%を加えるものとする。

5. 公共建築工事標準単価積算基準（令和2年度）第1編3（4）その他の率について
建築工事（表3－1－1）に示すその他の率は、中間値を採用している。

6. 施工

(1) 直接仮設工事の足場等数量及び供用日数について

数量表に示す足場等の数量及び供用日数は以下のとおり計画している。

工種	規格	数量	供用日数	備考
外部枠組み本足場(手摺先行方式)	W900	75.6m ²	3ヶ月	
安全手すり(枠組本足場用)		5.4m	3ヶ月	
災害防止	養生シート	75.6m ²	3ヶ月	

(2) 防水改修工事歩掛について

次の項目については下表のとおり計上しており、本工事での妥当性を検証するため監督職員の指示により実態調査を行うものとする。

I. 直接仮設工事

1) 養生(屋上防水改修)

281.6m²当たり

項目	適用	単位	数量	備考
(労務)				
普通作業員		人	5.0	
(雑費)				
雑費	労務に対する率	%	25	

2) 単管支柱、単管手すり設置・撤去

65m 当たり

項目	適用	単位	数量	単価(円)	備考
(仮設用資材賃料)					
単管支柱、単管手すり	躯体アンカー固定共	m	65.0	430	
(労務)					
とび工		人	5.0	—	
(雑費)					
雑費	労務に対する率	%	25	—	

3) 仮設材荷揚げ

1式 当たり

項目	適用	単位	数量	備考
(労務)				
普通作業員		人	2.0	
(雑費)				
雑費	労務に対する率	%	25	

II. 既設防水層撤去工事

1) 防水面の事前調査

281.6m²当たり

項目	適用	単位	数量	備考
(労務)				
普通作業員		人	2.0	
(雑費)				
雑費	労務に対する率	%	19	

2) 既設防水シート剥ぎ取り

75.8m²当たり

項目	適用	単位	数量	備考
(労務)				
普通作業員		人	5.0	
(雑費)				
雑費	労務に対する率	%	19	

3) 既設防水層隆起部撤去 (モルタル下地 t=1cm 程度)

75.8m²当たり

項目	適用	単位	数量	備考
(労務)				
普通作業員		人	7.0	
(雑費)				
雑費	労務に対する率	%	19	

4) 集積荷下ろし (既設防水シート)

1.0m³当たり

項目	適用	単位	数量	備考
(労務)				
普通作業員		人	2.0	
(雑費)				
雑費	労務に対する率	%	19	

5) 集積荷下ろし (既設防水層撤去材)

1.0m³当たり

項目	適用	単位	数量	備考
(労務)				
普通作業員		人	2.0	
(雑費)				
雑費	労務に対する率	%	19	

6) 立上がり部アルミ L 金物撤去 (シール共)

80.7m 当たり

項目	適用	単位	数量	備考
(労務)				
普通作業員		人	1.0	
(雑費)				
雑費	労務に対する率	%	19	

7) 立上がり部防水層撤去

13.7m² 当たり

項目	適用	単位	数量	備考
(労務)				
普通作業員		人	2.0	
(雑費)				
雑費	労務に対する率	%	19	

8) 笠木取合シール撤去

80.7m 当たり

項目	適用	単位	数量	備考
(労務)				
普通作業員		人	1.0	
(雑費)				
雑費	労務に対する率	%	19	

9) 既設笠木撤去

80.7m 当たり

項目	適用	単位	数量	備考
(労務)				
普通作業員		人	2.0	
(雑費)				
雑費	労務に対する率	%	19	

10) 集積荷下ろし (既設笠木)

1.0m³ 当たり

項目	適用	単位	数量	備考
(労務)				
普通作業員		人	2.0	
(雑費)				
雑費	労務に対する率	%	19	

11) 平場撤去部左官補修 (樹脂モルタル段差補修)

75.8m² 当たり

項目	適用	単位	数量	単価 (円)	備考
(材料費)					
樹脂モルタル	t=1cm 程度	m ³	0.8	262,500	
(労務)					
普通作業員		人	8.0	—	
(雑費)					
雑費	労務に対する率	%	19	—	

12) ドレン廻り左官下地作り

3 箇所 当たり

項目	適用	単位	数量	備考
(労務)				
普通作業員		人	1.0	
(雑費)				
雑費	労務に対する率	%	19	

Ⅲ. 防水改修工事

1) 塩化ビニル系ルーフィングシート防水（平場部、S-M2 機械的固定工法）

264.5m²当たり

項目	適用	単位	数量	単価(円)	備考
(材料費)					
塩化ビニル樹脂系シート	固定金具等含む	m ²	264.5	2,500	
(労務)					
防水工		人	10.0	—	
普通作業員		人	10.0	—	
(雑費)					
雑費	労務に対する率	%	19	—	

2) 塩化ビニル系ルーフィングシート防水（立上り部、S-F2 接着工法）

43.7m²当たり

項目	適用	単位	数量	単価(円)	備考
(材料費)					
塩化ビニル樹脂系シート	接着剤等含む	m ²	43.7	1,500	
(労務)					
防水工		人	2.0	—	
普通作業員		人	2.0	—	
(雑費)					
雑費	労務に対する率	%	19	—	

3) 防水端部アングル設置（端部、L型 65*45 シール共）

80.7m 当たり

項目	適用	単位	数量	単価(円)	備考
(材料費)					
防水端部アングル	端部 65*45 シール共	m	80.7	1,100	
(労務)					
防水工		人	2.0	—	
(雑費)					
雑費	労務に対する率	%	19	—	

4) 防水端部アングル設置 (コーナー部)

4 箇所当たり

項目	適用	単位	数量	単価 (円)	備考
(材料費)					
防水端部アングル	コーナー部	箇所	4	1,100	
(労務)					
防水工		人	0.5	—	
(雑費)					
雑費	労務に対する率	%	19	—	

5) 防水押えアングル設置 (構造物端部 L型 10*30 シール共)

14.2m 当たり

項目	適用	単位	数量	単価 (円)	備考
(材料費)					
防水押えアングル	L型 10*30 シール共	m	14.2	1,400	
(労務)					
防水工		人	0.5	—	
(雑費)					
雑費	労務に対する率	%	19	—	

6) ステンレス脱気筒設置

5 箇所当たり

項目	適用	単位	数量	単価 (円)	備考
(材料費)					
ステンレス脱気筒	メーカー使用	箇所	5.0	7,000	
(労務)					
防水工		人	0.5	—	
(雑費)					
雑費	労務に対する率	%	19	—	

7) 改修ドレン設置 (φ100 用)

3 箇所当たり

項目	適用	単位	数量	単価 (円)	備考
(材料費)					
改修ドレン材	キャップ含む	箇所	3.0	9,000	
(労務)					
防水工		人	0.5	—	
(雑費)					
雑費	労務に対する率	%	19	—	

8) ウレタン塗膜防水 (X-2 密着工法)

7.0m² 当たり

項目	適用	単位	数量	単価 (円)	備考
(材料費)					
ウレタン塗膜防水材		式	1.0	20,000	
(労務)					
防水工		人	1.0	—	
(雑費)					
雑費	労務に対する率	%	19	—	

9) 単管支柱撤去後柱脚部防水補修 (300*300/1 箇所)

20 箇所当たり

項目	適用	単位	数量	単価 (円)	備考
(材料費)					
樹脂モルタル		箇所	20	250	
(労務)					
普通作業員		人	3.0	—	
(雑費)					
雑費	労務に対する率	%	19	—	

IV. 積上共通仮設費

1) アスベスト含有調査

1式当たり

項目	適用	単位	数量	単価 (円)
試料採取	アスファルトルーフィング 10cm×10cm程度	箇所	3	20,000
定性分析 (アスベスト)		検体	1	30,000
定量分析 (アスベスト)		検体	1	35,000
報告書作成		式	1	20,000

(3) 産業廃棄物運搬・処理について

産業廃棄物運搬・処理 (廃プラ) の数量は、剥ぎ取りした既設防水シート撤去数量 0.15m^3 ($75.8\text{m}^2 \times 2\text{mm}$) を算定しており、運搬・処理費用は事業者聞き取りにより、産業廃棄物最小扱い単位として 1m^3 を計上している。

(4) 現場発生材の運搬量について

1) 現場発生材運搬は、既設笠木 (SUS、W280) 撤去数量 324kg を算定しており、運搬数量は最小取扱い単位として 1m^3 を計上している。

$$\text{延長}8,070\text{cm} \times \text{幅}28\text{cm} \times \text{厚み}0.18\text{cm} = 40,672.8\text{cm}^3$$

$$\text{体積}40,672.8\text{cm}^3 \times \text{比重}7.98\text{g/cm}^3 = 324,569\text{g} \div 1000 = 324\text{kg}$$

2) 発生材処理にかかる現場発生材運搬は、公共建築工事標準単価基準「撤去機械運転 (ダンプトラック2t積級)」(表A2-2-47)、「撤去材運搬 (小規模、人力積込)」(表A2-2-49)、を適用し、運搬日数算定については、同単価基準の表A2-2-49-3により、運搬距離 0.2km 以下 (二ノ森宿舎～土地改良技術事務所)、補正数 0.33 (木材類) を適用している。

(5) 防水改修工事 (直接仮設) について

1) 外部枠組み本足場 (手摺先行方式) W900、3ヶ月については、公共建築工事標準単価基準「枠組本足場 (手すり先行方式) 900枠 (500布枠)」(表A1-1-12) を適用し、その他率は同単価基準の表3-1-1建築工事の仮設の中間値 (25%) を適用している。修理費は足場 (賃料+基本料) の5%を計上している。

2) 安全手すり (枠組本足場用) 3ヶ月については、公共建築工事標準単価基準「安全手すり」(表A1-1-17) の枠組本足場用 (手すり先行方式) を適用し、その他率は同単価基準の表3-1-1建築工事の仮設の中間値 (25%) を適用している。修理費は手すり (賃料+基本料) の5%を計上している。

3) 仮設材運搬 (枠組本足場W900) については、公共建築工事標準単価基準「仮設材運搬枠組本足場 (手すり先行方式)」(表A1-1-33-2) の900枠を適用している。

4) 仮設材運搬 (安全手すり) については、公共建築工事標準単価基準「仮設材運搬安全手すり」(表A1-1-33-4) を適用している。

5) 工事期間中の養生として 281.6m^2 を計上している。

7. 被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

(1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、地震又は台風等被災地域における被災農林漁家等の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災農林漁家等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。

(2) 被災地域における被災農林漁家等の雇用実績等を把握するために、以下の内容で調査を行うので、受注者は協力すること。

- 1) 工事着手時点における雇用見込人数
- 2) 月毎の雇用実績人数

8. 工事書類の簡素化について

農林水産省農村振興局が所管する直轄土地改良事業等の請負工事における受注者の業務及び発注者の監督・検査の合理化を目的に「提出書類の見直し」、「様式の統一」などを行い、工事書類の簡素化を図るため、土木工事共通仕様書などの基準類が平成26年3月28日に改正された。

これに合わせ、平成26年4月より農林水産省ホームページに提出書類様式を編集可能な型式（Word、Excel）で掲載、ダウンロードを可能とすることで、受注者の利便性の向上を図っている。

なお、上記の土木工事共通仕様書などの改正内容、提出書類書式及び「工事書類の簡素化」についての概要は、農林水産省ホームページ

https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu_siyosyo/に記載されているので確認されたい。

9. 敷鉄板の運搬距離

輸送基地	場 所	運搬距離
仙台市	二ノ森宿舎	片道 30km 以下

10. 現場発生材運搬距離

輸送基地	場 所	運搬距離
二ノ森宿舎	土地改良技術事務所	片道 0.2km 以下

別紙－ 1

一般事項

1 労働災害の防止について

すでに、労働省労働基準局長より「建設業における労働災害防止対策の徹底について」（昭和 53 年 12 月 15 日付基発第 687 号）で、建設業関係団体に通知されているところであるが一層徹底するよう努めること。

- (1) 工事の計画段階における安全性の検討
- (2) 技術管理の徹底
- (3) 安全衛生に関する責任体制の確立
- (4) 工程の適正化

2 被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災地域における被災農林漁家の雇用実績等を把握するために、以下の内容で調査を行うので、受注者は協力すること。

- (1) 工事着手時点における雇用見込人数
- (2) 月毎の雇用実績人数

3 元請、下請関係の合理化について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、代金支払い等の適正化（請負代金の支払をできる限り早くすること、できる限り現金払とすること及び手形で支払う場合、手形期間は 120 日以内でできる限り短い期間とすること等）、適正な施工体制の確立及び建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

4 適正な工事施工の確保について

- (1) 受注者は、工事請負契約書第 6 条（一括委任又は一括下請負の禁止）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 12 条（一括下請負の禁止）の規定に抵触する行為が行われることのないようこれを厳守すること。
- (2) 受注者は、工事現場に設置が義務づけられている専任、主任技術者等については、適切な資格、技術力等を有する者を配置すること。
- (3) 発注者は、農林水産省制定「土木工事共通仕様書」第 1 編第 1 章第 1 節総則 1－1－14 及び「施設機械工事等共通仕様書」第 1 編第 1 章第 6 節履行報告ほか 1－6－3 に基づき、受注者から提出された施工体制台帳と工事現場の施工体制が合致しているかどうかの点検を行う場合があるので、これに必ずすること。

5 労働福祉の改善等について

建設労働者の福祉の向上を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

6 建設業退職金共済制度について

- (1) 建設業者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という）に加入するとともに、建退共制度の対象となる労働者に係る共済証紙（以下「証紙」という）を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付するものとする。
- (2) 受注者は、土木工事共通仕様書及び施設機械工事等共通仕様書の規定に基づき、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という）を工事契約締結後1ヶ月以内に発注者に提出すること。
ただし、この期限内に収納書を提出できない特別の事情がある場合においては、あらかじめその事由及び証紙の購入予定を併せて申し出ること。
- (3) 受注者は、(2)の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合などにおいて、証紙を追加購入したときは、当該証紙に係る収納書を工事完成時まで提出すること。
なお、(2)の申し出を行った場合又は請負代金の増額変更があった場合において、証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。
- (4) 発注者は、証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、関係資料の提出を求めることがある。
- (5) 受注者は、下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象となる労働者に係る証紙をあわせて購入し現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに証紙の購入及び貼付を促進すること。
- (6) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、証紙を共済手帳へ貼付するなどの事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。
- (7) 受注者は、勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部から工事現場に建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識の掲示について要請があった場合には、特別の事情がある場合を除き、これに協力すること。
- (8) 建退共制度に加入せず、又は証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがある。

7 ダンプ・トラック等による過積載等の防止について

- (1) 工事中資機材等の積載超過のないようにすること。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- (4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。
- (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプ・トラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

(7) 以上のことにつき、下請契約における下請業者を指導すること。

8 公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について

建設投資の低迷や金融機関による不良債権処理の加速等により、建設業は非常に厳しい環境に直面し、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者は資金繰りの悪化及び連鎖倒産等の問題に直面していることを踏まえ、「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度に係る事務取扱いについて」において、従来から実施してきた下請セーフティネット債務保証事業の対象範囲の拡大が図られたので、適切な運用に努めること。

9 中間前金払いと既済部分払に関することについて

請負代金が1,000万円以上であって、かつ、工期が150日を超える工事については、中間前金払と既済部分払のいずれかを選択するものとする。ただし、翌年度にわたり債務を負担することとなる工事については、中間前金払を選択することはできない。

また、その選択については、落札決定後、工事請負契約書を提出するまでに申し出るものとし、その後においては変更することができない。

なお、債権譲渡申請が承諾された以降は、中間前金払又は既済部分払を請求することができず、その後において変更することができない。

10 不法無線局について

不法無線局(電波法に基づく免許を受けずに開設した無線局)を設置した車両は工事現場周辺他で電波障害等を引起すため、受注者は電波法令を厳守すること。

なお、受注者は、地方総合通信局から協力要請があったときは、これに協力すること。

11 違約金

本契約に関し、受注者が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第48条の2第1項又は第54条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき

(2) 受注者の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

また、受注者が上記の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

12 低入札価格調査を受けた者との契約にかかる契約の保証にかかる契約保証金の額

予算決算及び会計令第86条に規定する調査(以下「低入札価格調査」という。)を受けた者との契約にかかる契約の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の3以上とする。

- 13 低入札価格調査を受けた者との契約に係る前金払の金額
低入札価格調査を受けた者との契約に係る前金払の金額は、請負代金額の10分の2以内とする。
- 14 特定建設資材廃棄物の分別解体等及び再資源化等について
(1) 本工事は、「建設工事における資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材廃棄物の分別解体等及び再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、工事の落札者は、建設リサイクル法第12条に基づく説明書(土木工事共通仕様書 提出様式12)を落札決定後直ちに発注者に提出し、その内容の説明を行わなければならない。
(2) 建設リサイクル法第13条に基づき、請負契約の当事者が、①分別解体等の方法、②解体に評する費用、③再資源化等をする施設の名称及び所在地、④再資源化等に要する費用を工事請負契約書に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならないため、これに関する資料(土木工事共通仕様書 提出様式13)を前条の説明書と同時に提出し、その内容の説明を行わなければならない。
(3) 工事請負契約書に記載する内容は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が示す施工方法と別の方法が記載された場合でも変更の対象とはしないものとする。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない場合は、発注者と協議するものとする。
- 15 間伐材等木材の利用促進について
農林水産省は、公共建築物等における木材の利用促進に関する法律(平成22年法律第36号)を推進するため、平成22年12月28日に策定した「新農林水産省木材利用促進計画」に基づき、木材利用の促進を図ることとしている。
については、工事用の看板や標識、残存型枠及び木柵等の工事については間伐材等木材利用の促進に努めること。
- 16 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
(1) 暴力団員等による不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
(2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
(3) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- 17 一次下請業者への支払について
一次下請業者に対する工事代金の支払は、速やかに現金又は90日以内の手形で行うものとする。

18 低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について

(1) 開札の結果、予決令第86条に規定する調査（以下、「低入札価格調査」という。）の対象工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」（平成18年4月25日付け18農振第177号農村振興局整備部名）に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策を実施する。

①監督体制の強化等

ア 施工体制の点検

施工体制台帳提出時に施工体制の確保を図るため、主として、一般管理費、現場管理費の構成項目の内訳費用の詳細について提出を要請する場合がある。

さらに、「施工段階における確認マニュアル（一部改正）」（平成18年3月31日付け事務連絡農村振興局設計課施工企画調整室長名）等に基づき、重点的な工事監督を実施する。

なお、事前通告をしないで点検することがある。

イ 下請け契約状況の調査

低入札価格調査ヒアリング時に下請契約計画書を提出し、その後契約内容の詳細について提出を求める場合がある。

なお、事前通告しないで点検することがある。

ウ 受注者側技術者の増員について

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事が低入札価格調査対象工事となった場合、受注者は東北農政局管内直轄工事において、本入札公告を行った日から過去2年以内に完成した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、主任（監理）技術者と同等の要件を満たす別の技術者1名を専任で現場に配置させることとし、低入札調査資料提出時点で追加する配置予定技術者の資格等確認資料を併せて提出すること。

なお、当該資料の提出がなかった場合は、落札決定しない場合がある。

(ア) 工事成績70点未満の評定を通知された者。

(イ) 発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を求められた者。ただし、軽微な手直し等は除く。

(ウ) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長もしくは監督職員から書面による警告もしくは注意の喚起を受けた者。

(エ) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

②発注方式

「政府調達に関する協定」の適用を受ける工事の場合で、当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定がある場合で、低入札価格調査対象工事となった場合は、当初工事の契約時において合意した単価等を後工事の積算で使用するものとする。

(2) 全ての低入札価格調査の対象工事（以下「対象工事」という。）を対象として、次に示す対策を試行的に実施する。

① 対象工事について、(1)に示す次のア～ウの段階において、監督職員が文書により受注者に改善を指示した場合、その回数に応じ②及び③に示す対策を講ずる。

ア 施工確認段階

イ 施工体制点検段階

ウ 下請け契約状況調査における下請け支払い状況の調査段階

② ①に示す文書指示を受けた場合、以降の1年間において東北農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式の加算点等を減点する。

(総合評価落札方式の場合)

1年間にわたり、当該企業の総合評価落札方式に係る加算点を50%減ずる。

③ ①に示す文書指示の回数が2回に達した場合、東北農政局管内の別の新規工事（「政府調達に関する協定」の適用を受ける工事を除く。）において、次の入札参加制限を講ずる。

- ・対象工事が完成検査に合格し完了するまでの間、東北農政局管内の他の新規工事に係る入札参加を制限する。
- ・対象工事が2箇年以上にわたる工事については、文書指示が2回累積した日から1年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を受けた場合は、その時点で同様の措置を改めて講ずる。

④ 当該対象工事の工事成績が65点未満の場合、評定通知日から1年間、②と同様の措置を講ずる。

契約の保証について

- (1) 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、以下のアからオのいずれかの書類を提出しなければならない。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金領収証書は「日本銀行仙台支店」に契約保証金に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「東北農政局土地改良技術事務所歳入歳出外現金出納官吏 庶務課長 狩野 三郎」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込通知書及び政府保管有価証券提出書

- (ア) 政府保管有価証券払込通知書は、「日本銀行仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官東北農政局総務部会計課課長補佐（主計）佐藤 康彦」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払いの保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利

等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

- (イ) 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局土地改良技術事務所長 堀内 正之」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、工期を含むものとする。
- (キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 ヶ月以上確保されるものとする。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (コ) 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局土地改良技術事務所長 堀内 正之」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。
- (オ) 保証期間は、工期を含むものとする。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は工期を変更する場合の取扱については、契約

担当官等の指示に従うこと。

- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局土地改良技術事務所長 堀内 正之」と記載するように申し込むこと。
- (エ) 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載するように申し込むこと。
- (オ) 保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。
- (カ) 保険期間は、工期を含むものとする。
- (キ) 請負代金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合には、別途、超過分を徴収する。

- (2) (1) の規定にかかわらず、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により工事請負契約書の作成を省略することができる工事請負契約である場合は、契約の保証を付さなくても良いものとする。